

TOKOニュースレター

Vol. 70/2016年8月号 発行日: 2016年8月30日

日本選手のメダルラッシュで終わったリオ・オリンピック。感動はメダルの数に比例する訳ではないのでしょうが、印象的なシーンが数々あった気がします。日本人は身体能力が劣る、どうせ世界では通用しない、と言っていた人は何だったのでしょうか? メジャーリーガーからも尊敬される 3000本安打の日本人メジャーリーガー、ACミランの10番をつけている日本人。フィギュアスケートで絶対王者、体操で KINGと称される日本人。彼らを、幼いころから夢物語ではなく事実として見聞きしている若い世代には、さらなる期待をしたいと思います。また同時に、自分自身の可能性について、自分でその可能性を否定しないように気をつけたいと思います。

I. 最新情報(2016年7月1日~2016年7月31日)

1. 一般会計(会計制度委員会)

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2 016年07	意見	国際公会計基準審	国際会計士連盟(IFAC)の国際公会計基準審議会(IPSASB)は、	
月1日		議会(IPSASB)	2016年1月に、公開草案第60号「公的部門の結合」(ED 60, Public	_
		公開草案第60号	Sector Combinations)を公表し、広く意見を求めておりました。	
		「公的部門の結	日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取り	
		合」に対するコメ	まとめ、2016 年 6 月 30 日付けで IPSASB に対し提出いたしまし	
		ントの提出につい	たので、お知らせします。	
		て		

2. IFRS 関係(会計制度委員会) 特になし

3. 学校法人会計(学校法人委員会) 特になし

4. 非営利·公会計(非営利法人委員会、公会計委員会)

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2016年7月	研究	公会計委員会研究	日本公認会計士協会(公会計委員会)では、国の第31次地方制度	_
15⊟	資料	資料第2号「地方	調査会において、地方公共団体の監査制度に係る論点を含めた議論	
		公監査に関する海	が行われていたことに対応し、平成 27 年3月に公会計委員会の下	
		外調査結果」の公	部組織に公監査海外調査専門部会を設置し、「海外の地方公共団体	
		表について	における監査インフラ(法令・監査基準)の整備状況、監査資源の	
			投入状況、及び監査の実施状況に関する事例を調査することによ	
			り、我が国における地方公共団体の監査の実務のあり方について」	
			往訪調査及び文献調査等を実施しました。	

5. IT 関係 (IT 委員会)

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2016年7月	実務	「IT委員会実務	日本公認会計士協会(IT委員会)では、7月 25 日付けで、	平成28年7
27日	指針	指針第4号「公認	「IT委員会実務指針第4号「公認会計士業務における情報セキュ	月1日以降開
		会計士業務におけ	リティの指針」 及びIT委員会研究報告第 34 号「IT委員会実務	始する事業年
		る情報セキュリテ	指針第4号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」Q	度から
		ィの指針」」及び	&A」の改正について」を公表しましたのでお知らせいたします。	
		「IT委員会研究	前回の改正(平成 24 年8月 30 日)から4年余り経過し、その	
		報告第 34 号「Ⅰ	間のITの進歩(クラウドサービス等の浸透を含めた外部のITリ	
		T委員会実務指針	ソースの利用拡大、業務のペーパーレス化の進展)など公認会計士	
		第4号「公認会計	業務を取り巻く情報技術の環境変化に対応し、陳腐化している箇所	
		士業務における情	の見直しを行うとともに、日本年金機構における個人情報流出事案	
		報セキュリティの	に象徴されるサイバー攻撃等、新たな情報セキュリティリスクとし	
		指針」Q&A」」	て、サイバーセキュリティへの対応の整理を行いました。	
		の改正について	また、所有している情報資産に対する情報漏洩リスクを中心とし	
			た整理から、業務の流れの中で取り扱う情報資産に対する情報漏洩	
			リスクを中心とした整理に変更し、IT委員会研究報告第 34 号	
			「IT委員会実務指針第4号「公認会計士業務における情報セキュ	
			リティの指針」Q&A」の内容も一新しました。	

6. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2016年07	研究	監査・保証実務委	日本公認会計士協会(監査・保証実務委員会)では、平成 28 年	
月28日	報告	員会研究報告第	7月25日に開催されました常務理事会の承認を受けて、監査・保	_
		29号「専門業務実	証実務委員会研究報告第 29 号「専門業務実務指針 4400「合意	
		務指針 4400「合意	された手続業務に関する実務指針」に係るQ&A」を同日付けで公	
		された手続業務に	表いたしましたのでお知らせいたします。	
		関する実務指針」	本研究報告は、専門業務実務指針 4400「合意された手続業務	
		に係るQ&A」の	に関する実務指針」に基づき合意された手続業務を実施する際に理	
		公表について	解が必要と思われる事項について、Q&A方式によって解説を提供	
			するものです。	

Ⅱ. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

『ビジネス教養としての仮想通貨』

ビットコインに代表される、いわゆる仮想通貨についでは、どのようなイメージをお持ちでしょうか? 平成26年2月の株式会社MTGOX (マウントゴックス) の破綻報道により、より一般的に認知されることとなった反面、詐欺的な商法と紙一重である等のマイナスイメージを持たれているのではないでしょうか?それでも、仮想通貨は有力な決済手段として評価されており、FInTechの中心的存在であることは間違いなく、今後その影響力は級数的に大きくなるものと推測されます。

次の要約は、意見に関する部分は筆者の私見に基づくもので、監査法人としての統一見解ではございませんので、ご了承ください。

1 仮想通貨法の成立

- ① 平成28年5月に仮想通貨に関する法的手当がなされる(仮想通貨法の成立)。
- ② 所管は金融庁

2 仮想通貨の定義

「1号仮想通貨」と「2号仮想通貨」

ここでは法律上の定義は省略するが、仮想通貨法(改正資金決済法)にて定義されることになった。

3. 仮想通貨交換業

①仮想通貨交換業の業務

仮想通貨の売買・他の仮想通貨との交換

上記の行為の媒介・取次・代理

利用者の金銭または仮想通貨の管理

② 登録制

一定の要件(資本金1000万円以上、一定の内部管理体制)のもと登録制となった。

③ マネーロンダリング規制

犯罪による収益移転防止に関する法律も改正され、本人確認義務や疑わしい取引の届出義務が課せられる。

4. 税法上の取扱い

現時点での国会答弁上は、消費税は課税取引、売買によって利益が生じた場合は所得税・法人税が課されるとされている。消費税に関しては、国内取引か否か判断できるかという技術的問題や、そもそも低コストで資金決済ができるというメリットを奪ってしまうので、非課税または課税対象外とせざるを得ないのではないかと思われる。

所得税・法人税に関しては、課税技術の上で所得の捕捉に困難を伴うため、実務上混迷を極めると思われる。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright Toko audit corporation. All rights reserved -4/5-

• 5. その他

- ① 仮想通貨の技術は、FinTechの中心技術であり、仮想通貨の根幹技術はブロックチェーンといわれる技術である。
- ② 欧米の巨大金融機関はこのブロックチェーン関連ビジネスに多くの投資をしている。
- ③ 現在は、主に仮想通貨の流通環境(例えば取引所、ウォレット)を整える段階にある。
- ④ 仮想通貨=うさんくさい と直感的に考えるのは誤りである。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703